

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年11月26日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第11号

専 決 処 分 書

平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年9月4日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

平成 3 0 年 度

亀岡市一般会計補正予算（第 5 号）

平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度亀岡市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

173,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,854,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

平成30年9月4日専決

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 4,548,420	千円 1,761	千円 4,550,181
	2 国庫補助金	712,207	1,761	713,968
19 繰入金		1,088,383	165,539	1,253,922
	2 基金繰入金	1,069,525	165,539	1,235,064
22 市債		2,347,900	6,000	2,353,900
	1 市債	2,347,900	6,000	2,353,900
歳入合計		31,681,500	173,300	31,854,800

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 3,955,387	千円 6,042	千円 3,961,429
	1 総務管理費	3,046,851	6,042	3,052,893
3 民生費		12,590,818	1,387	12,592,205
	2 児童福祉費	4,910,770	1,387	4,912,157
4 衛生費		2,607,109	9,184	2,616,293
	2 清掃費	1,205,116	9,184	1,214,300
6 農林水産業費		1,146,444	7,650	1,154,094
	1 農業費	891,545	7,650	899,195
8 土木費		2,740,972	21,600	2,762,572
	4 都市計画費	1,756,064	14,995	1,771,059
	5 住宅費	236,336	6,605	242,941
10 教育費		2,431,411	18,047	2,449,458
	2 小学校費	754,060	11,360	765,420
	3 中学校費	289,440	2,000	291,440
	5 社会教育費	757,479	4,687	762,166
11 災害復旧費		135,319	109,390	244,709
	1 農林水産施設災害復旧費	87,500	35,600	123,100
	2 公共土木施設災害復旧費	41,619	67,790	109,409
	5 その他公共施設・公用施設災害復旧費	0	6,000	6,000
歳 出 合 計		31,681,500	173,300	31,854,800

第2表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年発生庁舎災害復旧事業	千円 6,000 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	6,000			